

新入生および保証人の皆様へ

学生支援センター学生支援課は、玉川大学で学修する大学生の生活全般をサポートさせていただく部署です。課外活動、奨学金支援、アルバイトの紹介、学生生活相談等を行っています。

学生を取り巻く環境は日々変化しており様々な危険と隣合わせです。誰もが事件や事故と直面し、また被害者や加害者となる危険性を含んでいます。そこで学生が身近に起こる可能性の高い問題について、注意点等を以下にまとめましたので、ご参照ください。

1. SNS (Social Networking Service)等インターネット上への非常識な画像・文章等の掲載について

SNS を通じて、インターネット上への非常識な動画や違法行為と認定できる画像の掲載、他人への中傷や脅迫行為と受け止められる文章の掲載が問題となっており、さらに SNS へ安易に本名等の個人情報に記載し、個人が特定されやすい状況となっているのも事実です。また、このようなインターネット上への安易な文章や写真の掲載によって、就職内定取り消しといった事案も発生しています。悪ふざけの書き込みなどの不適切な内容は SNS 上に掲載をしないことはもとより、不用意に賛同したり、不要なことを書き込まないことが肝要です。

(SNS 利用にあたっての注意点)

- ① 一度インターネット上に公開した情報は、取り消すことは、ほぼできません。
- ② 発信した内容によっては退学や就職内定取り消し等、発信者自身の将来にも影響する場合があります。
- ③ SNS 上への個人情報の記載には注意が必要です。
- ④ SNS に鍵をかけるなど外部に非公開にしている場合でも、完全に非公開にできるわけではありません。

2. ながら歩きの禁止

歩行中にスマートフォンを操作する『歩きスマホ』が社会問題となっています。この他にも様々な「ながら行為」が挙げられますが、昨今、大学生のながら行為による交通事故など悲しい事故も発生しています。このような行為が原因で自分が怪我等をする「被害者」となるだけではなく、時として「加害者」となりうることもあります。大きな事故を未然に防ぐため、学内では歩きスマホ（通話・ゲーム等操作）や歩きながらの飲食、ヘッドホンやイヤホンで音楽を聞きながら移動すること、いわゆる「ながら歩き」を禁止しています。また、学外においても「ながら歩き」はマナー違反ですので、慎むよう心掛けてください。

3. アルバイトの選定について

アルバイトは、実社会を体験でき、また労働とその対価として賃金を得ることの大変さを学ぶ貴重な機会でもあります。しかし近年、労働条件や賃金等でのアルバイト先とのトラブルが多く発生しています。アルバイトを開始する前に契約内容等について確認することが重要となります。

本学では、(株) 学生情報センターと提携し、学生アルバイト紹介システム「バイトネット」を通して、アルバイト紹介をしています。ここに掲載されるアルバイトは厳しく審査され、危険な仕事、深夜におよぶ仕事、人体に有害とされる仕事、法令に違反する仕事、教育的に好ましくない仕事等は、紹介していません。

4. 薬物犯罪について

大麻、危険ドラッグ、覚せい剤等の所持や使用、売買または仲介などの薬物犯罪が深刻な社会問題に発展しています。特に大麻、危険ドラッグについては、若年層の乱用が目立ちます。特徴としては

30 歳未満の若年層の検挙率が大麻は全体の 30～40%以上、危険ドラッグも全体の約 40%を占めています。これらの薬物犯罪を未然に防ぐには「ちょっとだけなら大丈夫」「1 回だけなら平気」「海外では合法化されている」等の言葉に惑わされず学生自身の強い意志で否定することが重要になります。

5. 悪徳商法

悪徳商法とは、言葉巧みに消費者を勧誘し、不当に高額な商品やサービスを売りつける販売方法（キャッチセールス、資格取得商法、マルチ商法、モニター商法 等）のことをいいます。

勧誘方法もDM、路上での声掛け、家への訪問、メールやインターネットを利用したもの等があります。最近では、ビットコイン等の電子マネーをうたった詐欺やバイナリーオプション必勝ソフトウェアとうたった USB メモリを高額で売りつける詐欺なども発生しています。契約解除などの事後策も大切ですが、もっとも大事なことは、そのような甘い誘いに乗らず、はっきりと断ることが重要です。

6. 自転車による事故の多発

近年、自転車の事故の多発に伴い、平成 27 年には道路交通法が改正され、一定の危険な違反行為に対し罰則が科せられるようになりました。また、自転車の利用にあたって神奈川県では令和元年 10 月より、東京都では令和 2 年 4 月（予定）より自転車賠償保険等の加入を義務付ける条例が制定され、より安全な自転車運転が求められています。

本学においても自転車通学をする際には、5,000 万円以上を補償する賠償保険に加入していることを条件とし、登録が必要になります。自転車通学を希望する場合には入学後、学生支援センターに使用する自転車と保険加入証明書類（コピー）を持参し、手続きを行ってください。

7. 車両通学の禁止について

本学では、「交通事故の未然防止」「周辺地域住民の生活環境の保全」の理由から校内への乗り入れの有無にかかわらず、学生の自動車・オートバイ（原付含む）による通学は禁止です。なお、送迎（保護者・タクシー等による乗り入れを含む）、学外の研修行事や課外活動に参加する場合、授業以外で大学に来る場合も車両使用は全面的に禁止しています（休暇中含む）。ただし、ケガなどの身体的事由や大きな荷物の運搬など特別なケースについては、一定の条件が整えば車両の入校が許可される場合がありますので、学生支援センターまでご相談ください。

以上 7 点を挙げさせていただきましたが、この他にもさまざまな問題が身近に起こっています。学生生活の中で不安に感じたり、疑問に感じることもある場合には、すぐに学生支援センターまでご相談ください。

本学では、クラス担任・学生主任などの指導教員に加え、学生支援センター学生支援課職員がいつでも学生の相談に応じています。また、臨床心理士によるカウンセリングを紹介することもできます。安心・安全な学生生活や学修環境を守っていくために、保証人の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

●玉川大学 学生支援センター学生支援課・学生相談室 （大学教育棟 2014 4 階）

平日 8:30～17:00

TEL: 042-739-8904

E-mail: sas@tamagawa.ac.jp（学生相談室 予約専用）